

磐梯町復興推進計画

平成24年12月17日
福島県磐梯町

1. 計画の区域

磐梯町全域

2. 計画の目標

本町では、東北地方太平洋沖地震後の原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による環境汚染等への対策の長期化が見込まれることや、それに伴う風評被害などにより観光業や農業といった本町を代表する産業に深刻な影響が生じている。観光業では、町への観光客数の減（主として野外観光施設のアルツ磐梯スキー場入込客数の対前年度比30%減）、農業部門においては、風評被害による主力作物である米価の下落、シイタケ出荷の停止、葉物野菜の出荷停止と市場単価の下落等により当町の基幹産業は直接的な被害を受けている。

また、関連するサービス業や製造業などへの影響（ペンション等宿泊施設への入込客の激減・購買低下による製造力の減）や雇用の不安定化（受注低下による生産ラインの縮小）が懸念されるなど、地域経済や町民生活に不安を生んでいる状況にある。

このような中で、当町の地勢（高速IC保有）や産業、地域資源等（世界有数のレンズ製作所の所在。磐梯山・史跡慧日寺跡を始めとする観光資源）の優位性を活かし、福島復興に貢献していくとともに、当町経済の活力再生及び雇用確保と増大を図るため、引き続き風評の払拭に取り組みながら、当町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町の中核的産業である業務用機械器具製造業について、立地企業の工場増設等の投資を支援し、立地企業の体力強化を図り、安定した雇用の確保と更なる増大を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当町に立地する株式会社シグマ（以下「対象企業」という。）が大宇大谷の会津工場において、シグマ製品（交換レンズ等）を製造する工場の増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

業務用機械器具製造業は、本町の製造業における年間出荷額の約83%、従業者数の約82%を占める本町の中核的産業である。その中でも、今回の工場増設の投資等の効果は、業務用機械器具製造業の製造品出荷額の約40%、従業者数の約10%に及ぶものであり、

本町の業務用機械器具製造業に果たす役割として中核なものである。

なお、対象企業は、同業の他のメーカーが次々と生産拠点を海外に移行するなか、全製品を当町工場で生産しており、国の内外に関わらず一度事業拠点として根を下ろしたら、地域社会の一員として積極的な現地採用や環境への配慮等を行うことを企業理念としている。このような観点からも当町の産業や地域資源等を活かす産業の基盤製品を担う基幹産業であり、同社が本町で担う役割は極めて大きい。

したがって、業務用機械器具製造業の核となる製造工場の増設を行うことは、計画の目標である「当町の地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、福島復興に貢献していくとともに、当町経済の活力再生及び雇用確保と増大を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成へ大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社東京都民銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

シグマ製品を製造する工場の増設を行う対象企業は、本町に事業所を構える事業者の中でトップの売上高を誇っており、国内最大規模の出荷額（平成24年8月期283億円）のみならず、その有する技術、製品は世界各地の支店を基点に販売され、世界レベルを誇る企業である。このため、当該計画の実施により、当町産業のみならず福島県の復興を牽引し、かつ国内各種産業の維持、発展に大きく貢献するものである。

また、こうした企業の設備増強は当町での操業の継続維持につながるものであり、関連産業の活性化と雇用の確保に結びつき、ひいては、当町経済活力の再生と町民生活の安定が期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、磐梯町、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行、株式会社東京都民銀行、対象企業を構成員とする磐梯町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。